

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所(北地区及び南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和4年11月24日(木)15時00分～15時15分

3. 場所: 原子力規制庁10階会議卓 ※テレビ会議により実施

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、水野係員

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所

保安管理部 施設安全課 課長 他3名

高温工学試験研究炉部 HTTR 計画課 マネージャー

材料試験炉部 ホットラボ課 マネージャー 他2名

燃料材料開発部 燃料試験課 マネージャー 他2名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課 技術副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

<大洗研究所(北地区)>

・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

－JMTR 施設及びホットラボ施設に係る変更－

・大洗研究所(北地区)核燃料物質使用施設等保安規定の変更内容について

－HTTR原子炉施設に係る変更－

・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(北地区・使用施設)

・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表 令和4年10月3日申請

・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

<大洗研究所(南地区)>

・日本原子力研究開発機構大洗研究所(南地区)の核燃料物質使用施設等保安規定変更認可申請について

・保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表(南地区・使用施設)

・大洗研究所 核燃料物質使用施設等保安規定 使用施設等における保安規定の審査基準と保安規定の記載整理表 令和4年10月21日申請

・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子力規制庁の本田です。
0:00:06	今日はですね保安規定の変更認可申請ということで大洗研究所の
0:00:14	南地区と大洗研究所の北地区の2件の保安規定の変更認可申請に係る面談ということでございます
0:00:23	前回面談させていただきまして、ご提出いただいた面談資料に規制庁の方から幾つか追加して欲しいと。
0:00:33	いうことを要望させていただきましてその
0:00:38	今日の面談はその要望に対しての資料を使ってのご説明というふうになります。
0:00:45	それでは資料に基づきまして減少機構さんの方からご説明をお願いいたします。
0:00:52	暗黒の五島です。
0:00:56	鴫田地区三木地区ありますので、前回と同様、堀田地区から説明させていただければと思います。はい。お願いします地区についてですけれども、
0:01:09	そうやったことある人については、コメントがなかったかと記憶しておりますので。はい。HTIさん、よろしくお願いします。
0:01:23	藤井です。
0:01:26	の資料の修正点ですが、
0:01:29	丸井の資料です。修正には黒のマーキングしております。はい。
0:01:39	資料をご覧くださいと思っ続けてください。
0:01:47	それでは修正点についてご説明いたします。
0:01:52	13ページをご覧ください。13ページのところには41条非該当議によってですね一般廃棄物の一般排水公園の
0:02:08	法律がなくなりますし、素行に際しまして
0:02:15	なお書きを入れております。
0:02:19	一番下の黄色のマーカーしているところに変えまして、1の説明した廃棄物の管理については、
0:02:30	石岡からの変更はないというふうなことを記載しまして、陪席あるロイヤルですね

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	案については必要かどうかはないということを明示いたしました。これにつきましたはもう1ヶ所同様の
0:02:51	販売するのですが大河内のところもありましてその17ページになります。全く同意しまして、
0:03:03	すいません、もう1件こっちの修正がありまして、準備。
0:03:16	ご覧いただきますと準備、14、
0:03:19	14ページは、ちょっとアクション自治会の方に申請を新しい空襲整理いたしました。
0:03:32	ここでしてある旨みがですね、作業するということです。
0:03:37	説明して以上となります。はい。
0:03:41	規制庁の本郷ですありがとうございます。
0:03:44	これも前回の面談でちょっとこちらからお願いした事項でとにかくいずれにしても
0:03:52	喜多地区における液体の廃棄物についての廃棄物に係る
0:03:59	保安規定についての規定については今回、地域であるから、
0:04:05	出るやつもその一般廃排水一般、
0:04:10	への放出以外の、
0:04:13	除けば、他の前、喜多地区全体におけるその液体状の放射性廃棄物の、
0:04:19	処理とか管理に係る機器、保安規定の条文には何ら変更はありませんと。
0:04:25	いうふうに理解してございます。ありがとうございました。
0:04:30	では引き続き、南地区の方もお願いします。
0:04:37	はい。では藤浪地区主要施設について、現在部の方から変更点、ご説明させていただきます。大町前財務の大西と申します。
0:04:50	何かこう、保安規定のですね変更に係る②の資料ですね、②の資料の17ページの下から18ページ目の上にかけて、追記した部分がございます。
0:05:07	はい。使用規則の第8号の旧報の図ですね、5000、一番左のカラム、休校、汚染拡大防止のための放射線防護上、
0:05:21	必要な措置がそ、定められていることという基準に対して、前回は変更する条文がないということで、真ん中のグラフは空欄にしております。全部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:36	はい。一つは、前回の面談におきまして、維持管理設備がの、
0:05:48	万が一、汚染等あった場合の措置等は、全く何もないのでしょうかというコメントを受けまして、既存の条文で読めるということをご説明させていただきました。
0:06:00	その期限の条文ですね、関連条文変更なしということで、第2編の第45条で、その措置が読めますということを資料の上で明記させていただきました。進行点は以上となります。
0:06:18	はい。規制庁の本田です。ありがとうございます。
0:06:21	ちょっと各一つだけちょっと確認するかを教えてくださいたいところ、45条っていうのは
0:06:28	柱の基読むとね、超えるような予期しない汚染を、
0:06:35	床壁等に発生させた場合または発想発見した場合はっていう、何か条件っていいから、
0:06:45	変なのかねませんけどその状況がこういう状況のときは、
0:06:49	措置を講じるっていう条文だと思うんだけど、
0:06:53	もっとこうこういう条件なくしてこうなんか定常的にこう、
0:07:01	定期的にこんなことをやるっていう情報がどっかにあるんですかね。
0:07:22	ライティングのトレンドってちょっと主を確認させてください。はい。
0:07:48	お父さん、
0:08:34	規制庁のホンダですけど、もし、時間かかるようだったら
0:08:38	後でメールでも結構ですんで、
0:08:41	連絡しますよ、何でこんなこと聞くかつつたらその、
0:08:48	あれですよねその絵と、
0:08:50	維持管理設備の話、維持管理設備の
0:08:55	付箋拡大防止のためのいろんな処置っていうことを
0:09:00	お願いしたところなんだけどこっちは別にこの資料はこれ当然良くてです。ここはあくまでもその今言った通り柱書だとそういった、
0:09:09	何か条件つきの時に初めて拡大防止措置とるみたいな形なのかなと思ったんですね。
0:09:17	だから、すなわちそうじゃなくて工程、もう日頃からも、
0:09:21	汚染拡大防止の措置をやっているということがあるとすると、この

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:27	床風の汚染の有無か、汚染の有無をもう日常的に定期的な月1回とか週1回とか、何か確認するっていうルールが保安規定の中にあるんじゃないかなと思ってお聞きした次第です。
0:09:46	来店年代別、そういった日常的な管理という意味ではですね放射線管理の法的な重視とかですね、汚染とか線量ですね、これも萩尾しておりますので、
0:09:59	その辺で日常的なところは読めるかなと思っております。ちょっと今パッと分野だけ申し上げますけども、わかりました。はい、ありがとうございます。じゃそれまた後で結構なんで
0:10:15	また言葉書いてください。はい。田野、既設のホンダです前回の面談で指摘させていただいた2点についてこれで資料として、
0:10:31	ご提示いただき、なおかつご説明いただいたというふうに思っております。
0:10:37	衛藤大宮さん何かありますか。
0:10:49	大丈夫です。大丈夫ですか。はい、わかりました。規制庁の本田です。原子力機構さんから何か。
0:10:58	補足とか何かありますか。
0:11:15	大丈夫そうですか。
0:11:18	よろしいですかね。
0:11:21	加来の五島です。はい。あそこ行って確認なんですけれども。はい。先ほど、
0:11:29	コメントいただいた点については、また後日、面談を実施したものです。どうなんだい南條ですってそういうのを教えてもらえればそれでいいです。
0:11:40	メールでの回答で結構ですはい結構です。すいません、大洗研内部の話はよろしいでしょうか。江藤。ちょっと今
0:11:51	5件46条の中で別表16というのがございます。
0:12:00	区域内の現状立候補制という行為があります。外部線量率であったりとかであって、表面水であったり、そういうところを定期でハーティとして管理するというのがございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:14	なので、日常的な管理区域内全般のですね管理はここで読める形になります。わかりました。はい。はい。申し訳ありませんありがとうございます。はい。14、46条。
0:12:27	別表16になります。はい
0:12:34	原浦いただいたんで目メールでの回答も結構でございます。
0:12:40	江藤。
0:12:42	特にないようでしたらこれで面談終了いたしますけれども、
0:12:47	よろしいですか。はい。はい。了解です。よろしいですかはい。当然、これです
0:13:00	江藤減少機構の大洗研究所南地区、
0:13:04	及び喜多地区の核燃料物質使用施設保安規定の変更認可申請に係る面談終了いたします。ありがとうございました。
0:13:14	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。